

令和5年5月2日

社会福祉施設等施設長 様

横須賀市保健所長  
横須賀市民生局福祉こども部長

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症対策につきまして、ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日から感染症法上の分類が五類感染症に変更となります。このため、主な変更点についてお知らせいたします。

#### 1 施設における感染対策について

令和5年4月18日付事務連絡「高齢者施設等における感染対策等について」に基づき、各施設における感染対策の継続をお願いいたします。また、陽性者の療養期間については、令和5年4月14日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について」に基づき実施をお願いします。

#### 2 陽性者の報告について

平成17年2月22日付の通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（令和5年4月28日付一部改正）に基づき、所管課及び保健所への報告をお願いいたします。

- ・ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ・ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われるものが10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

#### 3 保健所の支援

感染対策やゾーニング等の指導や支援を継続して実施します。

#### 4 その他

5月8日以降、保健所による入院調整は原則実施しません。各施設の委託医等と連携の上、ご対応をお願いいたします。

事務担当

民生局健康部保健所保健予防課 046(822)4317

民生局福祉こども部指導監査課 046(822)8443